

各位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

職長・安全衛生責任者教育 ご案内

現場で直接労働者を指揮する職長の労働災害防止に果たす役割はますます重要となっており、安全衛生責任者には、このような職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務も的確に遂行する必要があります。このような状況に鑑み、厚生労働省より職長・安全衛生責任者教育がしめされているところです。

この教育を修了したものは、「安全衛生責任者」と労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」を同時に修了したものとすることが認められております。

さらに、平成18年4月に労働安全衛生法の一部が改正され職長教育に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が講習科目に追加されました。

これにより、「職長・安全衛生責任者教育」についてカリキュラムが大幅に改正され、平成18年4月1日より新たなカリキュラムに基づき、教育を下記により実施しておりますので会員各位及び協力会社の該当者を受講させ、安全衛生責任者並びに職長としての資質の向上に努められますよう、ご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和2年11月25日(水) 9:00~17:00	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18
令和2年11月26日(木) 9:00~17:00	

2. 受講対象者

関係請負人として(協力業者として)「安全衛生責任者」及び「職長」、又は今後これらの職務に就く予定者

3. 受講料

会 員	非 会 員
15,220円 (テキスト代含む)	15,720円 (テキスト代含む)

4. 申込書類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。

URL: <http://www.yumeken.or.jp/> → トップページ右の「講習会等」→「建災防主催」をクリック

5. 受講申込

(1) 所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可)を貼付し、本人確認書類(免許証等現住所の確認できるもの)写しを添えてお申し込み下さい。

申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、必ず訂正箇所には二重線を引き、(申請者事項は申請者印、事業主証明事項は事業主印を)押印して下さい。

